

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第3区分
【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公開番号】特開2019-91977(P2019-91977A)
【公開日】令和1年6月13日(2019.6.13)
【年通号数】公開・登録公報2019-022
【出願番号】特願2017-217867(P2017-217867)
【国際特許分類】

H 0 4 R 3/00 (2006.01)

【F I】

H 0 4 R 3/00 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月14日(2020.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

音声を出力するスピーカと、
前記スピーカが設置されたエリアの騒音レベルを検知する検知部と、
前記スピーカから音声出力された時、前記検知部によって検知される騒音レベルが規定値以上であれば、前記騒音レベルが前記規定値未満となつてから前記音声を再出力する出力制御部と、
を備える、
音声出力システム。

【請求項2】

前記出力制御部は、
前記音声の出力中又は再出力中の少なくとも一部の期間で前記検知部によって前記規定値以上の騒音レベルが検知されると、前記音声の再出力を行う、
請求項1に記載の音声出力システム。

【請求項3】

前記音声のデータに重要度の情報が付与されており、
前記出力制御部は、
前記データに付与された重要度の情報に応じて前記音声を再出力する最大回数を設定し、

前記音声の再出力の回数が前記最大回数に達すると、前記音声の再出力中に前記規定値以上の騒音レベルが検知されるか否かに拘わらず、前記音声の更なる再出力を行わない、
請求項2に記載の音声出力システム。

【請求項4】

前記音声のデータに重要度の情報が付与されており、
前記出力制御部は、
前記データに高い重要度を示す情報が付与されている場合、前記検知部によって前記規定値以上の騒音レベルが一定時間継続して検知されると、前記騒音レベルが前記規定値以上であるか否かに拘わらず、前記音声を強制的に再出力する、
請求項2に記載の音声出力システム。

【請求項 5】

前記出力制御部は、

前記検知部によって前記規定値以上の騒音レベルが一定時間以上継続して検知されると、前記音声の再出力を行わない、
請求項 2 に記載の音声出力システム。

【請求項 6】

前記音声を記録する録音部

を更に備え、

前記出力制御部は、

前記録音部によって記録された音声を用いて前記音声の再出力を行い、

前記音声の再出力中、前記検知部によって前記規定値以上の騒音レベルが検知されなければ、前記再出力された前記録音部の音声を消去する、
請求項 1 から請求項 5 の何れか一項に記載の音声出力システム。

【請求項 7】

通常モードと強制モードとを切り替える切替部と、

緊急事態であることを視覚的に報知する報知部と、

を更に備え、

前記出力制御部は、

前記強制モード時、前記音声を出力すると共に前記報知部による緊急事態の報知を行う、

請求項 1 から請求項 6 の何れか一項に記載の音声出力システム。

【請求項 8】

前記出力制御部は、

前記強制モード時、前記騒音レベルが前記規定値以上であるか否かに拘わらず、前記音声を強制的に且つ繰り返し出力する、

請求項 7 に記載の音声出力システム。

【請求項 9】

スピーカが設置されたエリアの騒音レベルを検知する検知ステップと、

前記スピーカから音声出力された時、前記検知ステップにて検知される騒音レベルが規定値以上であれば、前記騒音レベルが前記規定値未満となってから前記音声を再出力する出力制御ステップと、

を含む、

音声出力方法。